

< 『更正通知書』 使送時の緊迫の現場 >

応答録取テープ起こし

- A どうぞ
- 税 よろしくお願ひします
- 税 これが通知書の中身になります。全部で入りきらなかったのがカテゴリごとに分けてあります。
- 大 大変努力された結果なので預かることは預かります
- 税 全部で10冊ありまして2か所法人です。10分の1ということで、1、2……10。全部で10。カテゴリごとに分けています。
- 税Ⅱ 中のほうも確認いただいて、ちょっとあの文書のほうも。こちら我々の“送達しました”という記録になるものですから。で、こちらで今ちょっと通知書のほうお開けただいて、こういう文書が入っているというのを間違いなくご確認いただきたいと思ひます。
- 大 そうですね。あのこれ署名してくれってことですよ？
- 税Ⅱ そうです。
- 大 これサインするところに、社長ね、何月何日何時何分まで書くことになっているから時間も正確に書いてください。それが受理の記録で。
- で、僕がさっき統括官に言ったように、社長が「修正申告がしたい」と重ねて言っている中で、修正申告を今日最終確認して出すと言って提出したわけですよ。で、統括官に連絡した中で「提出しましたので一回それを見てからご案内いただきたい」という、こういうつもりで話をしたときに、それを見もしない状態で今持ってくると言ったときにね、「申告・納税制度のことも否定するということになるがいか」ということも言いましたから。
- ただそれも組織の命令で持ってこいと言うのであれば、無駄になるかもしれないけど持ってくると言うのであれば、とりあえずお預かりしますと。拒否するというのは、ある意味そりゃ何を考へているんだとは思ひましたけど、それはちょっと気の毒な部分もあるので。とりあえず社長、時間も書いてね。
- A はい
- 大 中身もちょっと興味深いところだから
- A そうですね、あのー
- 税Ⅱ 中身を見ていたら日が暮れてしまうので。今日はお届けしたので、お届けした内容について確認していただければと。
- 大 一通目だけ開けていただいてもいいですか。中身まともなものだとは思ひうんですけど

れども

A 逆に言ったら、あの、先生たちはプロの方たちなので、僕の単純な疑問をお伺いしたいんですけども、これの中身を僕が今受理したってことのサインですか？これは。

税II そうです。そうです。

税 あの、簡単に言うと郵便配達印みたいなものです。間違いなくこれを受け取っていただいたという記録です。

A ってことは、全部確認しないとサインしちゃダメってことですよね？

税 サインを拒否することも可能です。

A いや違う、違う、違う。拒否した…僕はね再三…拒否なんてしないんですよ。言っているけど。だけどね、本当に中身を確認しましたよって事実がないと（サインをしたら）ダメなんですよ？そもそも。

税 中身を…送達です。これは。

A 送達で、中身が入っているってことを確認しなきゃいけないんですよ？

大 だから僕が社長に言ったのは、中身読んでたらってことだから、中身が間違いなくこの内容のものが入っているよというのを確認するんだったら、一応形式だけでも封を開けてみていただくのが一番。

A ああなるほど。

税II 例えばこれだったらですね、法人税等の更正通知書及び加算税の付加決定通知書。で、文章の番号が全部付いていますので、札・中・法 6001 番、なのでこの文書。ということになります。という形でご確認をいただきたい。

A なるほど。そうそう。だからそういう説明が無くて、なんでも受理しろとか言ってくるんですけど、正直素人はわかりません。で、あの、お願いしているからアレなんですけど、僕ら素人が全然わからないところで皆さん話を。受理しますかとかしませんかとか。〇〇さんに何回も言っていますけど。それって本当に優しさが無いんじゃないですかっていうのは、僕はすごく訴えたい。そういう調査をするのであれば。

お互い様だと思いうんですよ、僕もね。そういうところは認めなきゃいけないってことはわかっているんですけど、だけどお互いやさしさを持ってそういうことをしないと、受け取るほうも受け取れないし、全部に対して疑いを持つわけじゃないですか。こういうのって信用を持って成り立っているわけで。

大 さすがにこれは間違っていたら大変なことになるから

A 今、受け取ってサインしてくださいって、気軽に言いますけど「受け取って払ってください」って言っているんですよ？早い話。国税の方々は。

大 ただこれがね、今訴えても、僕はあの、申告のほうは同着じゃないから。それもこれが来ているよっていうのを確認してあげて持っているから。これは明らかに

無効だと思いますよ。何かの齟齬があつてうちのやつが抜けて無いとかがない限りは、そっちの申告書に基づいて進めていけばいいと思いますよ。

A なんか、何でも間でも受け取ってくださいとか、受理したってことでよろしいでしょうかって言ってきますけど。

大 しかもこれ、税務署の方に今日言ったんですけど、悪意を持って過少なものを出したなんてね。税務署が見つけられなかった売上除外も全部入っていますから。うちの修正申告に。

A ああなるほど。なのに受け取らなきゃダメなんですか？逆に言ったら。

大 社長、まあ受け取っておこう。そのほうが問題の所在が明確になるから。

A はい。

大 うちがね、いろいろ話しているときに、統括官と●●君とちょっとかわいそうなんだけど刑事告訴するなら彼らが相手になっちゃう。それは気の毒だから、さっき上にちゃんと@@@@（聞き取れず）いいよって。

A そうですよ

大 弁護士さんもそうやって言われていたんですよ。税務署長が処分権者になるから当然税務署長にたいして民事も刑事も話をしていくんだけど、ただ特に刑事のほうは「誰がやったんだ」と。人を殺したなら人殺した人誰？もの盗んだならもの盗んだ人誰？って。ただルフィの事件と一緒に、強盗に入った人たちよりもルフィのほうに罰せられる。それは状況によって彼らはマリオネットで。そういうこともあるんだけど、ただ事件的には一番初めは強盗に入ったルフィの手下たちが。

A そりゃ捕まりますよね。

大 だからそれは気の毒だから大丈夫かなと思って

A （資料数え終わり）20枚ですね。

大 これがね、出してないって、出して頑張ろうとしているんだけど、出してないけど未遂なのさ。場合によっては。職権濫用しようとしたんだけど、未遂になるんだけどこれを有効だって言って、納付書をつけて課税行為をこれで有効にしていく・徴税行為を有効にしていくっていうことになれば、立派に職権濫用罪のところ適応になるよって。だから僕と社長が今、大丈夫かって。

A あの一つ確認なんですけど。いいですか今。配達員としてじゃなくて税務署員としてお話を聞いてもいいですか

税 まあ、はい。

A あのですね、今ぼくらが大箸さんに頼んだ修正案というのがあるんですけど、それに対して目は通されているんですか？

税Ⅱ 出てきたっていうところは確認しているんですけど、私たちは出てきたって事実しかわかっていなくて、中身のほうはうちの職員のほうが見ているってかたちですね。

大 だから調査の内容に対して、社長は再三「6月末までに自分はちゃんと修正申告をしたい」と言われていて、それに向かってずっと信頼関係を築きながらやってきたわけです。で、社長も去年の11月から協力をしてきていて、セカンドとして僕が入ったときに中身的に今回も直っているわけですよ。少なくとも。署はあくまでも中途のペーパーだって言っているわけですけど。ドラスティックに直っているわけですよ、数字も中身も。それだけの事実の変更があったにも関わらず、うちとキャッチボールしている中で、うちがいろいろ出してく資料を途中からもう無視しているわけですよ。

A そうそうそう。

大 で、今日の申告だとかそういう資料のところも、“自主的に出してきなさいよ”というところを行政の大原則で進めてきたにも関わらず、それはもう受け付けませんよと。「出たんですよ・出したんですよ。それでも持ってくるんですか？見てから持ってきて遅くないんじゃないですか？」と言っているのに、「いやどちらが早いかかわからない。こっちが早いならこっちが有効になるから」って。なかなかすごいですね。

A その、早さどうこうよりも、中身が。

大 これね、僕がちゃんと言っていないくてだまし討ちで出して、今日同じ日にたまたま（税務署から）来たよっていうなら、時間もわからない認識もないっていうなら、職権乱用だとか横暴だとかそれはおかしいって話にはならないと思うけど。ずっとその前の歴史がある中で、出しますよ・出しましたよ、そのうえでその確認もしている方が持ってくるということは、ぐりぐり意思があるってことだから。意思がある行為として持ってきている。司法が認めてこっちが有効だというならこっちを押し通すんだと。国民がどう思うのか、司法の立場の人がどう思うのか。たとえばそれがいくら何でも行き過ぎ・いきすぎじゃないのかと。しかも内容が間違っているのにいいのかって。

A あのひとつ、国民の一意見として質問させて頂いていいですか？

税 いやあとは審判の場で話してください。

A いや違う。そこを拒否するのもそもそもぼくの意見を言えないということでしょうか？

税 いやだから審判の場で。

A だから、今まだこれに受け取りのサインをする前に伺いたいんですけど、って話で。例えばですけど国の方が「この数字で！」って持ってきたら、僕らには、反論というか「僕らの意思はこうなんですけど」って言わせていただく時間はないんでしょうか？

税 それは不服審判所で。お話ください。

大 それは出て受理した後でしょ？今日は再三もともと修正申告を出すって言っていた

じゃないですか。

税 謝罪が無きゃ更正っていう話で。

大 「謝罪が無きゃ更正ってことまで考えてもらわなきゃ困りますよ」って言ったけど、社長は再三、これは前回の打ち合わせでもいいましたけど、6/21の打ち合わせの時にも言ってありますので、そこはちゃんと聞いていて上に伝えたと思いますけど、修正申告を前提として検討した結果の資料をお渡ししてね。

税 それも聞きましたけど、それも主張してください先生。主張してください。

大 まあ社長、何を言っても無駄だし気の毒だわ。いいです社長。

A 僕は中身のことはわからないので、聞きたいんですよ。税務署の方に。あの、僕は税務調査っていうのは初めてです。で、その調査の内容に対して納税者が疑問に思ったことは聞いてもいいんですよ？

税 それは当然そうです。ここまできて通知まで持ってきているので。

A 聞いてもいいんですよ。

税 これまでずっと先生を介して。

A そうなんですよ。で、これまで専門的なことは皆さんでやり合っているのかなっていうのはわかるし、でも僕は納税者として一つ聞きたいことがあるっていうのを、答えていただけませんかっていうのをまず大前提ですね。いいですか？

税 そこはもう審判で。

A だから受け付けてもらえませんかってことなんですか？

税 審判に話してください。

A 審判じゃなくて、税務調査に来た人に言ってもダメなことですか？市民が。

税 審判に聞いてください。

A いやだから、僕が、市民が、受け取る前に聞いても取り合ってもらえないってことでよろしいですか？

税 調査結果の説明は先生にしていますので。

A いやだから、先生に説明していますので、って一点張りで、僕が今日「まだ聞きたいことがあるんですけど」って言っても、そこは認めてもらえないし、国っていうのは僕らにたいして、「税理士さんが言っていますから全てです」ってことでいいんですか？

税 はい。それでもう。その認識でいいと思います。もう先生と今日お話を終えている状態で持ってきていますので。

大 これだから、中身おかしいですよって言ってるんですよ。今日も中身がおかしいって言っているんだけど、調査結果の説明の最中から更正を打つよって先に決めてね。僕聞いたことないですよ、実は。調査結果の説明の時にこれをうけて社長が修正をされるのか、修正に不服であるならば更正をするのかっていう事務手続きになっているんですよ。でもただ、かなりね「謝罪をしなければ」っていうことは当然言

っているんだけど、それは僕の言葉として言っているのであって、ただ社長は修正申告をしたいよってことをずっと言っているってことで、最後社長の意思確認をしたときに、社長は修正申告出しますというふうに言われて、修正申告を出したと。出だしたのが届いたというのも確認をしているにも関わらず、それを見ずに、そうじゃない元の申告との間で独善てきにつくった数字のものを課税権の行使としてもってきたと。

A そうです。だから僕からするとこれは「これはお前が払うものだから早くサインしろよ」って言われている感じがすごく怖いんですよ。だから今サイン躊躇っている。

税 あ、いいですよ、それなら。拒否しても。

A いやわかんない。「それだったらいいです」じゃない。わからないから聞いているんです。それに対して答えないのだったら、納税者があなた方に聞いているんだから、それは答える義務があると思うんです僕は。

税 先生に話してこれを持って来ている過程なんです。

A 先生との間で要は相違がちょっと間違っている・ズレてる点があったにも関わらずここにもってきて、これがあなたの結果ですって言われて、僕はサインしろって強制的に言われているんです、今。

税 いや強制的にサインをしてくれって話では、今は言っただけじゃないんですけど。

A いやでも「書かないならいいです」とか、そういったことを僕に浴びせてきている時点で、僕はすごい強制的概念に駆られているわけですよ。すごく怖いんですよ。いくら降りかかってくるかもわからない、内容もそんなに見れていない中で、まあ先生とやってくれたのかもしれないけど当事者本人はすごく怖くて不安のなか、このサインを強制しろって言われているわけです。

税 強制しているわけではないです。

A でも「しなくてもいいですよ」って今言うじゃないですか。

税 はい。まあ強制じゃないので、受け取ったら署名をお願いしますよっていう立ち位置なので。

A で、逆にしなかったらどうなるんですか？

税 いや、そのまま持って帰りますよ。はい。

A 持って帰ってどうなるんですか？

税 これを持って帰ります。

A だから、これを持って帰って、じゃあこれも受け取れないじゃないですか。

税 いや、これは置いていきます。

A だって僕これ受け取ったら、強制的に言われるんじゃないかなとか、すごい素人ながらにいろいろ考えるわけじゃないですか。で、わかんないじゃないですか。知恵が。それを聞かせてくれって言っても、それは違うところに言ってくださいとか。それは社長に言わなくても先生に説明していますからとか。もうそういう説明しか

僕にはしてくれないわけですか？

税 今日はそので終了して、これを持ってきているという立ち位置です。

A それで終了したんですか本当に？先生との話し合いで

税 そうですよ。調査結果の説明をしているので。

大 調査結果の話し合いで終了じゃないからね。だから更正通知だとかそういったものの受理がされて、初めて終了だと思うんですよ。

ただその前に、修正申告が提出されているので、しかもそれを理解されていて、調査結果の説明と調査についての議論の過程のところで提出がされているなかで、その中身も見ないでもう申告が無効だっというような更正通知っていうのはどうなのかなってことを再三言っているわけです。それも含めて審判に委ねてくださいって言っているなら・・・

A 逆に言ったら僕はこれを飲み込まないと審判に委ねられない？ってことなんですか？

税 飲み込まないと？

大 というかね、ちょっとね、統括官これどうでしょう、あのこれ受理を拒否するわけじゃないから、一旦ねその有効性のとこだけ・・・

税 いえ、これもう結果なんですよ、これ持ってくるって話なんで。届けにきてるんです。

A 分かりますよ、届けに来てるのは分かります。ただその中で合意があったのか、本当に僕らの意見を踏まえた上でこれを持ってきてるのかどうなのかっていうのは・・・

税 これは我々の意見として持ってきたんです、見解の相違もあります。温度差があります。

大 見解の相違・・・でたらめの内容なんだけど・・・

A 僕はねどれがでたらめかどうなのかっていうのは分かりませんが、ただ見解の相違がないように税理士さんと税務署さんで・・・

税 埋まらなかったんです。

A いや埋まらなかったんですじゃ済まないでしょう。

大 埋める努力をしなかった。

A 埋める努力をしたのかって。

大 埋める努力を一方向的に拒否してたじゃないですか、だからそれを何回も摺合せしないとイケないし、こちらだって今日もね 300 万の改装工事の話なんか、資料も出して・・・

税 それも分かかっていて持ってきてるんです。先生、分かってます、言われてることは。

大 だからね、あの・・・どうする？社長。

A 僕としては怖くてね、すごい怖いですよ税務署さん、恐怖心しかもらえない、そもそも××さんのこのペーパー見せられて、これにしますかそれとも■■■法人ならこっちになりますけどどうしますかって言われて、そのときから恐怖心しかない、こんな

2億円のペーパー持ってこられて8千万でいいって言うに決まってるじゃないですか、ね？

大 中身は違うけどね。

A 完全に本当に中身合っているのか？って思うじゃないですか、それで本当に合っているんでしょうかって大箸さんに聞いて、大箸さんがこういう内容で持ってきているのを実際何も見ないでこれですって私たちに言ってくる、そんな怖い機関あります？税務署さん税理士さんと何やっていたんですか。

税 謝罪しないので来ませんって・・・

A その一点張りだけど結局見たんですかこっちの税理士さんの数字は。

税 それは・・・

A それはじゃない、こっちの税理士さんの数字は見たんですか一回、僕が委任している人の数字を一回は見てくれたんですか、それを見てこれは僕らの意見ですなら分かる、だけどおかしいじゃないですかそんなの。

税 拒否するってことですか？

A 拒否するとかそういうことを言っているんじゃないかと、数字を見たか見ないかって僕は聞いているんです。

税 今日は届けにきたんです。

A いやだから、質問が違う。この数字を僕らが一生懸命ね色んな資料集めて税務署さんには本当のこと言いたいんだって言って集めた資料を僕は箸さんをお願いして、僕の時間も割いて、調査には大協力して、これですよ箸さんっていったものに対して、今日見てもらっているんですかって聞いています。(僕の話)聞いています？

税 聞いていますよ。

A どうだったんですか？

税 不服審判所であとは話してください。

A あとはじゃなくて、今、途中経過で見てもらったんですかって聞いています。

税 だからその話も含めて・・・

A いやその話・・・

税 噛み合っていないんですよ。

A 噛み合って・・・いやあなたが噛み合っていない。現実これはやってくれたんですか。僕がね、税理士さんをお願いして。なんとかね、今月中お願いします。でね、それを、ね、ちゃんと持って行って僕らの申告正しくして下さい。今後も頑張りますからお願いしますって出した物を見てもらいましたか？

税 審判に言ってください。噛み合いません。

A いやいや・・・

大 見ていたか見てないかって。

A 「見ていた」か「見ていない」か。2択にして下さい。

税 そういう回答です。

A 見ましたか？

税 そういう回答です。

A いやいやいや・・・

税 いやいやいや・・・そういう話です。

A おかしいですよって。

税 だからおかしいって事でそれは、それは受けます。はい。はい。はい。はい。

A 普通受けますじゃなくてそもそも・・・

大 何故見てないのか、まあ、まあ見てないんですよ。

A 見てないんですよね。

大 何故見てないのかって所が問題だってことですよ。

A それあの

税 聞きます。

大 やり取りしてね、それでなんで見てないのかって・・・

A ○○さん(税)は、まあそういう風に言いますが、逆に●●さん(税Ⅱ)最初から居てくれていました。ね、この見解をずっと見ています。僕の中でお願いもしました。数字が見えません僕には。●●さん、何とか数字を正しいものにしてもらえませんか。頼みました。ね、●●さん。大箸先生の数字見ましたか。

税Ⅱ 同じ答えですね。

A とういのは。

税Ⅱ それも審判所でお話ししますね。

A だからそれがそもそも税務調査なんですよ。

税Ⅱ 税務調査として・・・ここに調査があつて来ています。

A いやいや違う、違う。あの、審判所をお願いして下さいっていうのが税務署の仕事なんですよ。この資料を持ってきて。

税 はい。

A そういうことなんですね。

税 はい。

A 全部私たちの意見しか言いません。あとの不服は審判所にお任せしますっていうのが仕事なんですね。

税Ⅱ それで手続きとして取れますので・・・

A 手前側の税理士さんとのやりとりは全部無視ってことでよろしいでしょうか？

税Ⅱ 全部無視って・・・

A いや、全部無視していますよね。

大 結果的に無視・・・少なくとも今月に入ってからだね、5月の後半以降まあ、あの・・・私共が提出した資料だとか。私共が投げかけた問題についてのすり合わせっていう

のは一切拒否されましたよね。例えば南 12 店の売上だとか、まあ本店とかの売上について社長がちょっと疑問に感じているから、月ごとの店舗ごと売上を確認させてほしいと。あの段階で申し上げた様に修正申告を前提としてね、当然修正申告するんであれば漏れている売上がどれだけ正しいかって事で確認したいから確認したいっていう風にね僕も理論的にずっときちんと話をしていて。ね、その上でそれはえーっと上と相談したけど。社長に聞いて下さいと。いや、社長に聞いて下さいじゃなくて、社長が今税務署がもってきている数字のところは数字がどうも自分の思っている数字と大分違う階差があるから、間違っている可能性があるから年間だとそのブレが分かりにくいから、月の内訳を設けてくださいよと。そこを納得できるか確認したいよっていうのもそれも拒否したんです。

税
大

そうですね。

それから、あの一税理士法人のところはね操作してやっているって云々の話のところも再三言っていてね、これ今回たまたまテロワールの方にはまあマイナスがたっているんだけど、じゃあなんで炭火と他の機関、例えば吉本君のところの南 12 条ってなったら、なんでそこのは加味がされてないの？本当に見ているんですか？って。だからマンパワーが少ないところで、まあそこは税理士も協力をしてね、こういう見方でこういう資料を具体的にこういうものがあるよっていうのを 21 日に届けてるんです。で社長に申し上げたように、うちはあれもうすごい時間をかけてね、最後、で今日答えあったのが、あれも数字の羅列だけでっていうんだけど、いやこれは、□□先生所の■■税理士法人がやった行為のところの元帳を検討すると克明にわかるから、それを集約して整理をしたものですと。で、これやった事とその中身の裏済みも入っているんですよ。だから今日□□先生来てもらっているんだから、そこは証拠書類見て作った□□先生と、だから僕担当者も呼べて言っていたんですよ。△△っていうね。でそここのところ確認してくれて言っている前。だからこれ事実ですよ。だからそしたらまあテロワールのところはマイナスがたっているんですよ、当初申告のところね。で今日話をしたんだけど炭火でたっていないんですよ。それから南の 12 を取り組むってなっているけど、南の 12 のところは立っていないんですよ。ね、取り組む・取り組まないって所に管理疑義があったとしても、少なくともそういうところだけでも間違っているんですよ。実際ね。間違っているし、不十分なんですよ。でそれも聞く耳持たないっていうスタンスなのね。だから今日ボードきたときに・・・僕これ 30%の%が大きいからね、この数字吹っ掛けすぎだから、僕、下げろ、あの抑えろってみたいな時にね、ハッキリかまして言っているんじゃないって、具体的証拠があってこういう風にやって行為者がいて、事実こうやってやっていることがあって、本人その張本人がいるんだからそこで確認をした上で、それが事実として確認できたらね、当然マイナスすべきでしょって言ったものについて、ね、ただの資料だった、それがただの数字の羅列だったって言葉があったんですよ。まあじゃあそんな調子

で、例えば今日提出した申告だって、本来だから見る気がないんですよ。ある時から、ある時から、ある時から、まあ誰かのジャッジでこれはもう見ずにうちのほうで決めて終わらせるだど。そういう意思表示でね、あの一終わらせておいて審判所にもう任せてあるからって言って、何か動きがあったときにまあ幹部が逃げられるような土壌を作るように考えて動いているとしか僕は分からない。考えられない。うーん、よくや・よくやるんですよ。僕もだから、ね、そういうポジションにいたから、組織自体を守ったりだとか、そのときのトップの人のね、弁明、弁明というか、逃げる、逃げる場を作るためにそういうことをやる。ただ僕が彼らを可哀そうなのは、言ったときに、それは上がそうやって言ってね、その上、上がその守ることだったから自分の体裁とかねそのことだけしか考えないだけけど。本来公務員として、公平公正にね、業務をやらなきゃないってね、まあ、国民の、えーっとまあ、保守者だとねその精神。それから今回申告の納税制度っていうところに基づいて誠実に事務を与えなきゃいけないってところでそこに、えーっと、まあ逸脱した行為があった時に釘をさすものとして先ほど取り上げたようにね、そうやった罪もあるわけですよ。憲法に沿ってないですよ。今回だってね。うーんだから、あの一、それをずーと再三言っていてね、ルール違反の調査をやった上でね、ルール違反のこう数字の決め方をして。ね、証拠隠滅によってね、えーまあ数字が決まっているようになっていう風に疑われるような内容で来ているのがおかしいって言うているから。なんでそうなったんだって釈明を求めていたわけですよ。悪いけどね。それについても、まあ説明を拒否をして。挙句の果ては修正申告するから擦り合わせをしたってね、ここ二か月、5月あけてからまあ多分5月8日だったと思うんだけど。成田先生と西税務署の話をしてそれ以降あと2ヵ月だから僕は毎週来るからそこでね一個ずつ進めてってね、ちゃんと社長の言うように6月がうしろだから絶対終わらせようねと。でそこは言っていることは言っていること、事案は事案として進めようねと再三言っていて、再三足も運んで、こっちから一方的にずっとね、一方的に結果なっているんだけど、資料は出しておいて不採用の資料があったら何の答えもなかったんですよ、今回。だから不採用になるべき資料じゃないんだけど。それおかしいんじゃないですかって言ったら、審判所でお答えくださいって。

A いやいや、そこでやってないでしょ、それ

大 何もやってないですよ

A 何もやっていないじゃないですか、僕お願いしているのに。

大 だから何もやっていないですよ、書類用意していたの社長ですから

A 僕、〇〇さんに電話で言ったんですよ。僕の意見は、大箸さんの意見としていいですかって言うから、でもその前に税理士というプロという立場から、税務署というプロの立場からしっかり数字を読んで、しっかりやりとりをしてから僕に版權を返してください、って言うてるんですよ。すべて。しっかりやってないってことですよ、ね、

これ。

税 やってない・・・やってないとは私は思っていないよ。受け取ったものは受け取って、そこは私が見たところは見えてって話をしていますので、先生にですね。その結果として今日お話ししてって・・・

大 その通常の税務調査とは違いますよねって言っているのね。通常の税務調査であれば、そこで意見のキャッチボールだとかそういったものがある中で、協力のもとに税理士っていうのは税務行政のどうしても多分足りない部分があるから、だから今回だって僕は実際・・・

A それの謝罪がなきゃ更正っていう話だったんですよ。

大 そりゃだから謝罪がなかったらそうでしょ。そりゃ謝罪がないのもおかしいよね。そこは謝るべきところはきちんと謝るべきだよって。じゃあ、なんで証拠隠滅していたんですか？っていうそこだけですよ。

税 証拠隠滅している・・・前にもお話をしたとおり、証拠隠滅はしていなくて、先生じゃなくて、□□先生の△△さんか、△△さんの方から我々資料もらってないんですよ。

大 そのもらった、もらってない・・・

税 結局、同じ話繰り返しちゃうので、先生の言わんとしていることはわかりますし、私の答えようとしていることも、先生はもうわかっていると思っているんですよ。

A え、ちょっと待ってください。資料をもらってないってことですか。

大 もらってないって言うんだけど、じゃあ△△君は僕らに嘘をついているのかって話ですよ。

A そうですよ。

大 そうそうそう。

A え、逆にその資料をもらってない資料をじゃあ、後から出したんですよ。

大 いや、△△君が出しているんですよ

A 出しているんですよ。

大 それは僕も出していますよ。

A それをもらってないって言い張っているってことですか、税務署は。

大 だから、僕が言っているのは、△△君の資料っていうのは何月何日に出したってフォルダ分けしてきちんと管理がされていて、それをそのままコピーを取らせてもらいましたよね、データとして。

A だって、僕の目の前でUSBに移していたじゃないですか、●●さん

税 いやないですよ。確かに一部分もらっているのはあるんですけど・・・

A ほらまた言っていること違う。

税 全部ないですよ。

A ほらまた言っていることが違う。最初もらってないって言っていて。

税 いや、今日確認してみますけど。

A ●●さんは、西税務署の▲▲さんが僕の目の前で USB やっていますよ。そのファイルがなかったってことなんですか？僕の目の前では、「あ、これで大丈夫です、全然大丈夫です、OK です」って言っていました。それどういうことですか？

税 今日はそのために来たわけじゃない・・・

A いやいやいや。違う、違う、違う。

税 送達しにきたんですよ。

A 違う、違う、違う。あなた方税務署の人、俺からしたらどう見ても。

税 だから税務職員として持ってきて、平たく言うと今日は・・・

A いやいやいや、今の質問に対してあんたが割って入ることじゃない。俺は●●さんに聞いている。あの時になかったら、言うべきじゃないですか？中身が。

税 それは不服審判所で話してください。

A 違う、違う。聞いてない。僕は●●さんに聞いている。

税II 私は、頂いたデータは、その時点で私が頂いたデータについては確認して、今日頂いたデータはこれですねってことは確認しています。

A そうですよ。

税II ただその中身が入っていなかったってことですね。

A じゃあ、逆に言ったらですよ。入ってないならあるじゃないですか今。それ出して、ちゃんと再調査してくれっていう話もこの手前にしなきゃいけないし、それも加味してやらなきゃいけないっていうのが税務調査じゃないんでしょうか。

大 それを言っていて、提出もしているし出しているし、データも含めて出していますよね、うちは。

A 僕は一国民として、その不思議なところにこれも審判所で話さなきゃいけないことなんですか？手前のところの税務調査でこんなの別に、あのときのデータ入ってなかったのでもう一回ください、いいですよありますよって言って、これですね、て言ってしっかりやるのが税務調査じゃないんですか。

税 △△さんからもらっていないので、ないものをどうやってもらったって言えば。

A 逆に大箸先生からあるって聞いた時点で、「じゃあそれをください大箸さん、僕らもそれをちょっと見たいんで」って言うのが税務調査じゃないんですか？て僕は聞いているの。

大 ですし、出していますしね。

A そう。

税 例えば、いろいろね。

A それって税務調査であって、それをやらなかったら、僕らにこれは恐怖を与える数字を持ってきているとしか僕は思えない。それを読まずして。こんな数字持ってこられて。また僕のことを病ますわけですか、税務署は。心病みますよこんな数字持ってきたら。だから僕はしっかり大箸さんにやってもらっているんです、で大箸さんも資料

出してるんです。それを読まないで僕にねこんな恐怖心を与えてサインしろ、あとは審判所で宜しくなんてそんな税務署の調査なんですか、税務署の方は。皆さん税務署にいた方ですよ？こんな税務署のやり方ですか？

税 それで来ています。

A いいんですね？

大 過去に僕は28年間税務署にいました、成田先生もっと長いこといましたけど、そんなことをやったことはないです。

税 こちらの西のほうに確認してもらえますか？

A あなた方が進めるのはいいけど、答えずして進めるのはおかしくないかって何回も僕言っているじゃないですか。なんで税務調査を僕が聞いても答えずにこれが結果ですとしかもってこないんですか、それが税務調査なんですかって聞いているんです。

税 大箸先生と話していますって。

A だから・・・

大 話になってない。

A 大箸先生の“代理権限”と、僕が、本人が言う“権限”は同等なんですか？まず法律的に。それとも僕の方が高いんですか？どっちでしょうか。

税 高いとか低いとかそういう話じゃない・・・

A いや、それは“大箸さんが言うことは僕が言ったことになる”のか、それとも僕が違うことを言っていたら、大箸さんの意見はなくなるのか。どうなんですかそれは。法律上どっちですか。

税 なんでどっちなんですか。なんでなくなるんですか。

A いや違う違う違う、僕の税務調査なんだから。

税 したら、大箸先生がわからないところは代理で答えるという形になりますよね。

A で、大箸先生もじゃあわかりませんってなったときに、僕があなた方に問いただしたときにこれは僕に答えなきゃいけないし、大箸先生が言ったからってという説明はできないですよ。おかしいですよ、だって僕の税務調査で、大箸先生がわかりませんとかできませんでしたってなったら、僕に税務署さんが直接説明するべきじゃないですか。

税 いや、それはまずは税務代理権限書に届けている先生に。

大 いやそれは違っているでしょ、社長が直接説明を求めているのであれば、社長が代理でやってくださいっていうときはそれを受任して僕は動くべきであって、社長が直接説明を聞きたいだとかそういう話を言っている時にそういうのは社長のほうが優先するのが当たり前じゃないですか。別に代理権限とか税理士法とかそういう問題じゃなくて人の道理の話として当たり前のことですよ。代理権限っていうのは社長が例えば僕に代わって言ってくださいっていうときに勝手にやっていますよってこ

とじゃなくて、代理が立てられますよと、守秘義務が解除されますよということだけだと僕は思っております。だから今回についても、修正申告について調査結果の説明があって、それを踏まえたうえで社長の意見を聞かないと出せないから、はっきり言って僕のところね、もうあの。

税 わかっていますよ、言いたいことは。

大 準備をしている中で、一応、話を聞いて、聞いたうえで社長ジャッジしようよと。でも話聞いたうえで、こんな話がきたよと、ただ一部のところはちゃんと見ているところもあるんだけど、全然、不十分だよと、どうするねっていうところで。じゃあこの中身で、うちのほうは誠実にやった中身の方で修正申告をしましょうね、というところで修正申告を提出し、統括官に提出しましたからそれを見てくださいますと電話したら、それはもうきたのは知っているんだけど、それは全く無視をしてこれを持っていきたくてこうやってきたわけですよ。そこは順番がおかしいよ

A 怖すぎじゃないですか、一納税者として

大 僕も、だから、聞く耳持ちませんよと

A 聞く耳持ちませんよ国税局に、僕らは数字をこれだけ払ってくださいって言われて、いやいやちょっと待ってくださいって言っても、待ちません、あとは審判所をお願いします、の一点張りじゃないですか、ずっと

大 いやそうなんです。彼らは無責任の塊みたいな話になっているのは、例えばこれがもし有効になるっていう話、有効か無効かをまず争わないといけないんですよ。中身が違うものが来ているから、紙として有効なのか無効なのかが元の数字が違うわけなんです。この更正通知が。で、申告書が出ていることを分かった上で持ってきているんだけど、申告書の元の数字と違う内容のものが来ているから、間違っただけが来ているよ、ということになると、正しいものを持ってきてくださいよというだけの話じゃないですか。そのものところが仮にこれが有効だよってなった瞬間にここ差押えができちゃうんですよ。例えば税金の話とかで言えば。ただ一方で、その権限のところは徴収権っていうのが発動されるんだけど、一方で、裁判とかそういったところでは戦えるし、中身ははっきり言っておかしいことたくさんあるから、そこは審判所のところでだいたい考慮されるのは当然あるんだけど、ただそれを途中で遮断してしまったんですよ。だから僕はどっちかっていったら、調査をやりつくしてちゃんとせめぎあいを行った中で、落ち度もなく、きちんとなっている中で、最後納税者が納得しなかったからっていうことでやるのが更正処分って思っています。

A 僕もそういう認識です。

大 本来はね。それが行政の一応スタンスとして今までも税務署やってきたはずなんです。それを今回は6月中に終わらせよう終わってしまおうと、付け焼き刃的に大急ぎで議論も不十分なところで、審判所にとにかく投げてしまおうという、そういうふうには僕は見えない。

税 談合にしか見えないということですね、一言で言うと。

大 だから正直穴だらけなんだけど、それでいいのかっていうのは。だから報道とかされたときに上が逃げるためにそういうふうになっているのと思えないわけ僕からすると。だから本当の通常の調査のところで、きちんと誠実にやっ払いこうというものはかなり逸脱しているから、そこも含めて職権濫用になるんじゃないのと言っているわけですよ。

<末尾の応答について未録音のため省略>